

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP

ヨット・モーターボートのさまざまなリスクに備えたい方に

ヨット・モーターボート総合保険

令和6年10月以降保険始期用

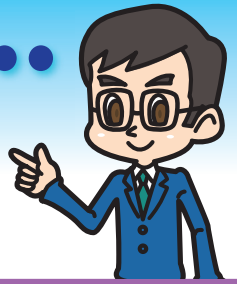


まだ誰も知らない安心を、ともに。

ヨット・モーターボート 総合保険



ヨット・モーターボート総合保険とは・・・



4つの補償をまとめたヨット・モーターボート専用の総合保険です。
船体条項と賠償責任条項の両方またはどちらか1つを基本契約として契約いただければ、
それ以外の補償は自由に組み合わせることができます。

※詳しい内容は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。

船体条項と賠償責任条項の両方またはどちらか1つを基本契約としてご契約ください。

船体条項

補償地域内において、沈没、座礁、座洲、衝突、火災、爆発、盗難その他偶然な事故によって被保険船舶^(注1)に発生した損害に対して、船体保険金をお支払いします。なお、切迫した危険を避けるためまたは人命を救助するために、被保険船舶が補償地域から離脱する場合には、その間に発生した事故による損害に対しても船体保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の額

1回の事故につき当社の支払う船体保険金の額は、次のとおりです。
ただし、船体保険金額^(注3)を限度とします。

●全損の場合
保険価額^(注4)

●全損以外の場合

$$\text{船体保険金} = (\text{損害の額} - \text{免責金額}) \times \frac{\text{船体保険金額}^{\text{(注3)}}}{\text{保険価額}^{\text{(注4)}}$$

^(注1) 保険の対象となる船舶をいいます。被保険船舶には、これに定着または装備されている標準機器・装備品および保険証券に明記された特別付属品を含み、燃料、食料品、その他消耗品は含まれません。

^(注2) 時価額とは、同等のものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた金額をいいます。

^(注3) 船体保険金額が保険価額^(注4)を超える場合は、保険価額^(注4)とします。

^(注4) 損害の生じた地および時における被保険船舶の価額^(注5)をいいます。

保険料の目安(水上オートバイ以外)

(保険期間:1年間、一時払、割増・割引なしの場合)

船体保険金額	300万円	500万円	1,000万円	3,000万円
保険料	75,000円	125,000円	250,000円	750,000円
免責金額 10万円				

※船体および船体に定着または装備されている標準機器・装備品および保険証券に明記された特別付属品の時価額^(注2)合計を船体保険金額とします。

基本契約

賠償責任条項

被保険者(補償の対象となる方)が被保険船舶の所有、使用または管理に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、賠償保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の額

(1) 下記①から④の合計金額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額(賠償責任保険金額(ご契約金額)を限度とします)。

- ① 損害賠償金……●身体の障害(対人事故):治療費、慰謝料、被害者の方の逸失利益等
●財物の損壊(対物事故):修理代等
- ② 損害防止費用……損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をお支払いします。
- ③ 権利保全行使費用……他人に損害賠償請求をすることができる場合にその権利の保全および行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。
- ④ 緊急措置費用……応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用、および支出につき当社の書面による同意を得た費用をお支払いします(結果として、損害賠償責任がないことが判明した場合にお支払いします)。

(2) 争訟費用^(注)の実費

ただし、1回の事故について上記(1)①の損害賠償金の額が賠償責任保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額をお支払いします。

$$\text{争訟費用}^{\text{(注)}} \times \frac{\text{賠償責任保険金額}}{\text{(1)①の損害賠償金}}$$

^(注) 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用等

保険料の目安

(保険期間:1年間、一時払、免責金額:0円、あわせて「船体条項」を契約する場合は一括契約割引10%適用)

種類	船体の長さまたは馬力	賠償責任保険金額	保険料	
			「船体条項」を契約する場合	「船体条項」を契約しない場合
ヨット	8m以下	5,000万円	6,430円	7,140円
	8m超 13m以下	5,000万円	11,120円	12,350円
	13m超	5,000万円	14,570円	16,190円
モーターボート	50馬力以下	5,000万円	7,950円	8,840円
	50馬力超 100馬力以下	5,000万円	12,590円	13,990円
	100馬力超	5,000万円	21,340円	23,710円

※被保険船舶が水上オートバイの場合は、上表と異なります。

保険金をお支払いできない主な場合(詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください)

【船体条項】

- ・保険契約者、被保険者等の故意または重大な過失による損害
- ・被保険船舶の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似的損害またはねずみ食い、虫食い等の損害
- ・故障損害(偶然な外来の事故に直接起因しない被保険船舶の電氣的または機械的損害をいいます)
- ・エンジンの盗難
- ・酒に酔った状態または麻薬等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で、被保険船舶を操縦している間に発生した損害

- ・風災または水災その他これらに類似的自然変象によって発生した損害またはこれらに伴って発生した損害
 - ・セール、プロペラ、シャフト、ギヤユニットおよびケースなどドライブユニットに発生した損害。ただし、被保険船舶が全損となった場合を除きます。
 - ・エンジン焼付によりエンジン自体に発生した損害
 - ・契約の申込日以前(申込日を含みます)に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって発生した事故^(注)により、被保険船舶に損害が発生した場合
- ^(注) その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって発生した事故も含まれます。

複数のご契約があるお客様へ
(補償が重複する可能性のある特約のご注意)

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者が補償されると、補償対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方
※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約した

補償地域

日本の領海および領海基線から200km以内の海域および内陸です。

保険の対象(被保険船舶)

- ① 帆走ヨット
- ② モーターボート(非営業用で総トン数20トン未満)^(注1)
- ③ 船舶(総トン数5トン未満)^{(注2)(注3)}
- ④ プレジャーボート
(総トン数20トン以上で次の要件のすべてを満たすモーターボート)
 - ・一人で操縦を行う構造であるもの
 - ・長さが24メートル未満であるもの
 - ・スポーツ、レクリエーションのみに用いられるもの(漁船や旅客船等の業務に用いられないもの)



- (注1) 水上オートバイを含みます。
 (注2) 水中翼船、ホバークラフト、作業船、貨物運搬船、レース専用艇または営業用モーターボート、ゴムボート、手漕ぎボートは、この保険契約のお引受けの対象になりませんのでご注意ください。
 (注3) 総トン数5トン未満の遊漁船(つり船等)の場合は、船体条項のみお引受けの対象となります。

別に定める保険料を払い込みいただくことによってセットできる特約です。

搭乗者傷害危険補償特約

被保険者(被保険船舶に搭乗している者をいい、操縦者を含みます)が、急激かつ偶然な外来の事故によって、その身体に傷害を被った場合に対して、下記の傷害保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の額

- **死亡保険金** 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
「1名あたりの傷害保険金額(ご契約金額)」の全額^(注1)
- **後遺障害保険金** 事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合
「1名あたりの傷害保険金額」×約款所定の保険金支払割合(4%~100%)
※保険期間を通じ合算して、被保険者1名あたりの傷害保険金額が限度です。
- **医療保険金** 事故による傷害の治療のため、入院・通院した場合^(注2)

$$\text{医療保険金} = \frac{\text{1日につき「1名あたりの傷害保険金額」の1,000分の1}}{\text{入院および通院による治療日数}}$$

- (注1) 1回の事故につき、被保険者に対し既に支払われた後遺障害保険金または医療保険金がある場合は、その額を差し引いた額とします。
 (注2) 治療日数は180日を限度とします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院および通院に対しては、医療保険金をお支払いできません。なお、医療保険金の支払を受けられる期間中に、別の傷害を被った場合においても、重複しては、医療保険金をお支払いできません。

保険料の目安 (保険期間:1年間、一時払、割増・割引なしの場合)

船体の定員	1名あたりの傷害保険金額	1事故あたりの傷害保険金額(定員数の範囲内)	保険料
1名	1,000万円	1,000万円	5,900円
2名	1,000万円	2,000万円	10,000円
3名	1,000万円	3,000万円	12,900円
4名	1,000万円	4,000万円	14,900円
5名	1,000万円	5,000万円	16,300円
6名	1,000万円	6,000万円	17,300円
7名	1,000万円	7,000万円	17,800円
8名	1,000万円	8,000万円	18,300円
9名	1,000万円	9,000万円	18,800円
10名	1,000万円	1億円	19,300円

- ※1 1名あたりの傷害保険金額に定員数を乗じた額を限度に1事故あたりの傷害保険金額を設定します。
 ※2 被保険船舶が水上オートバイの場合または営業用である場合は、上表と異なります。

搜索救助費用補償特約

被保険者(被保険船舶に搭乗している者をいい、操縦者を含みます)が遭難したことにより、搜索に従事した者から請求される搜索費用に対して、保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の額

搜索費用のうち、当社が必要または有益と認めた額(搜索救助費用保険金額(ご契約金額)を限度とします)。

保険料の目安 (保険期間:1年間、一時払、割増・割引なしの場合)

搜索救助費用保険金額	保険料
50万円	1,430円
100万円	2,580円
200万円	4,010円
300万円	5,150円
500万円	7,150円

【賠償責任条項】

- ・保険契約者、被保険者等の故意による損害
 - ・被保険船舶に搭乗している者および被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任
 - ・被保険者の使用人が、被保険者の業務(家事を除きます)に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 等

【傷害の補償(搭乗者傷害危険補償特約)および費用の補償(搜索救助費用補償特約)共通】

- ・被保険者の故意または重大な過失により発生した損害または傷害
 - ・被保険者が酒に酔った状態または麻薬等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で被保険船舶を操縦している場合に発生した損害または傷害
 - ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した損害または傷害
 - ・被保険船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険船舶を操縦中に発生した損害または傷害
- 等

【各補償項目共通】

- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した損害または傷害
 - ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって発生した損害または傷害
 - ・上記以外の放射線照射または放射能汚染によって発生した損害または傷害
- 等

險者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。とき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

主な保険料割引制度

一括契約割引

船体条項と賠償責任条項をセットで契約された場合

➡ 賠償責任条項の保険料を **10%割引**

団体割引

所定の条件を満たした団体契約の場合

➡ ヨット・モーターボート総合保険の保険料を被保険者数に応じて割引します。

1契約での被保険者数と割引率			
20名以上	100名以上	500名以上	1,000名以上
5%	10%	15%	20%

保険金支払後の保険契約について

【船体条項】

船体保険金の支払額が、1回の事故につき、船体保険金額^(注1)に相当する額となった場合、船体条項はその保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。船体保険金額^(注1)に相当する額とならないかぎり、船体保険金のお支払いが何回あっても、船体保険金額^(注1)は減額されずに船体条項は満期日まで有効です。

(注) 船体保険金額が保険の対象の保険価額(時価額)を超える場合は、保険の対象の保険価額(時価額)とします。

【賠償責任条項】

賠償保険金をお支払いした場合でも、賠償責任保険金額は減額されません。



保険用語 のご説明



1 被保険船舶の価額

再調達価額^(注1)から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額^(注2)を差し引いた額をいいます。ただし、被保険船舶が商品・製品等の場合は、損害が生じた地および時におけるその被保険船舶と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等のものを再作成または再取得するのに要する額^(注3)をいいます。

(注1) 被保険船舶と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

(注2) 被保険船舶が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その被保険船舶の再調達価額^(注1)の50%に相当する額を限度とします。ただし、被保険船舶が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その被保険船舶の再調達価額^(注1)の90%に相当する額を限度とします。

(注3) 再作成または再取得するのに要する額がその被保険船舶の損害が生じた地および時における市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします。

注意いただきたいこと

保険料の払込方法について

ご契約時の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます(現金により払い込むことも可能です)。なお、ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害については、保険金をお支払いできません。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

事故が起こった場合

〈手続きについて〉

- 事故が起こった場合、遅滞なく代理店・扱者または当社にご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

あいおいニッセイ同和損害
あんしんサポートセンター

事故が起こった場合は

遅滞なくご契約の代理店・扱者
または右記までご連絡ください。

24時間365日受付

0120-985-024 (無料)

● IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

● おかけ間違いにご注意ください。

It's MORE
いつも安心。もっと安心。

共同保険について

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

- このパンフレットは「ヨット・モーターボート総合保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問い合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
https://www.aioinissaydowa.co.jp/